

愛知地方最低賃金審議会 第3回検討小委員会 議事録

日 時 令和7年8月4日(月) 午後2時～午後3時35分
場 所 桜華会館本館 2階梅の間
出 席 者
(公益代表委員) 長谷川委員長、鈴木委員長代理(中山委員欠席)
(労働者代表委員) 上野委員、寺田委員、松下委員
(使用者代表委員) 岡安委員、古閑委員、堀江委員
(事務局) 高橋労働基準部長、佐野賃金課長、佐藤主席賃金指導官、名倉課長補佐、
松永専門監督官、水谷賃金指導官、白川賃金指導官、久保賃金調査員
議 題 (1) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
(2) その他

議 事

白川賃金指導官

ただいまより、令和7年度愛知地方最低賃金審議会第3回検討小委員会を開催いたします。なお、本日の検討小委員会は公開となっておりますので傍聴の方がいらっしゃることを併せてご報告させていただきます。本日の資料ですが、会議次第に合わせまして資料目次記載の 1から 2 の資料と労働者代表委員からの資料として、自動車総連過去3年春交渉データと題された1枚紙の資料をお配りしております。ご確認いただきますようお願い申し上げます。よろしいでしょうか。

それでは、以降の議事進行を長谷川委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

長谷川委員長

皆様こんにちは。

ただ今より愛知地方最低賃金審議会第3回検討小委員会を始めます。事務局は委員の出欠状況をご報告ください。

白川賃金指導官

着座にて失礼いたします。委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は中山徳良委員が欠席され2名のご出席、労働者代表委員は3名全員がご出席、使用者代表委員は3名全員がご出席となっており、本日は8名の委員がご出席されております。このため、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数「全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席」を満たしておりますことを併せてご報告いたします。

長谷川委員長

ありがとうございます。

ただ今、事務局より本委員会は定足数を満たしている旨の報告がございました。それでは、議題(1)「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」の審議に入ります。事務局から配付資料について説明してください。

佐野賃金課長

賃金課長の佐野でございます。着座にて失礼いたします。

事務局より資料説明をさせていただきます。

資料の1ページ目の資料 1は「最低賃金引上状況等の推移（愛知）令和6年度版」です。こちらは、第1回、第2回の検討小委員会においてご説明いたしましたので、今回は説明を省略させていただきます。

続きまして、資料の2ページからの資料 2「最低賃金に関する基礎調査について」です。これも前回8月1日の第2回検討小委員会で説明しております。

資料の3ページからが「全産業」、資料の15ページからが「製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業」、資料の27ページからが「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、資料の39ページからが「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、資料の51ページからが「輸送用機械器具製造業」、資料の63ページからが「自動車（新車）小売業」となっています。

また各総括表には、愛知県最低賃金額に赤いラインを、鉄鋼業と輸送用機械製造業の総括表には、特定最低賃金額に青いラインを引いております。

各業種には、総括表(1)「規模別・地域別・年齢別」のデータと総括表(2)「性別年齢別」のデータを付けてあります。事務局からの資料説明は以上となります。

長谷川委員長

ただ今、事務局から説明がありました内容につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

(質問なし)

長谷川委員長

双方よろしいでしょうか。

労働者側から資料が出ておりますが、後ほどのご意見をお伺いするときに併せて資料の説明をしていただかずか、今していただかずか、どちらが良いでしょうか。

○寺田委員

今が良いです。

○長谷川委員長

では、労働者側から提出された資料につきまして、少しご説明をお願いいたします。

○寺田委員

労働者側委員の寺田です。本日もよろしくお願いいたします。

1枚ですね、自動車総連の過去3年の春の交渉のデータ、結果をお伝えさせていただきます。これは先回ですね、岡安委員のほうから賃金格差というところが大きいというところが電気のところでありましたというところで、それに基づくデータがないかということで、ちょっと探させていただくということで、持ち帰らせていただいたのですけれども、基本的に電気でこの格差を出すようなちょっとデータがなかったものですから、自動車総連のところで参考になればということで中途経過を載せさせていただいております。

これも自動車総連の過去3年間の春闘の結果になります。縦軸に規模がから今まで、のほうが大きい、が小さい規模ですね。そちらのほうのそれぞれの総額のデータとそれの賃上げ率ですね、そちらのほうが3年間分載っておりますという事です。その一番下の色が付いているところで、それぞれの差が一番大きいところと一番小さいところの差ですね、そういうところが載せてありますと、3年間見ていただくと特に23年くらいから賃上げの動きが目まぐるしくなってきておりまして、それ率でいくと0.5から始まって昨年が0.9、今年もほぼ同じような差が出ているという事です。賃上げの部分でも、こういった賃金差が生まれてしまっているという事ですね。情報としてデータになればという事でお渡しさせていただきます。

あとですね、電気の派遣が多いというところで、派遣のほうのデータも貰おうとしたのですが、なかなか派遣業のところなので、ちょっといたくことが出来なくてですね、時間もなかったので今回はお出し出来なかったというところであります。以上となります。

○長谷川委員長

はい、前回の使用者代表委員のほうからの元となる資料について検討をというご依頼に対しまして、労働者側から現状出せる資料としてという事と、検討をしたけれども具体的にはちょっと得られなかったというような検討状況のご報告がありました。よろしいでしょうか。

(使用者側了解)

○長谷川委員長

はい、ありがとうございます。

そこで改めまして前回までの審議を整理いたしますと、諮問があった5業種については、現在のところ意見の一致には至っておりません。

これから審議に入りますので、改めて双方から5業種の改正決定の必要性の有無についてご意見を伺いたいというふうに思います。まず、労働者代表委員お願いをいたします。

寺田委員

ありがとうございます。先ほどのデータも含めてありがとうございました。

我々としては、愛知の基幹産業でありますところを主に重点に出させていただいているところでありますので、こちらのほうは変わらずにそれを元にこれから議論に臨んでいきたいと思います。以上であります。

長谷川委員長

はい、ありがとうございます。

続きまして使用者代表委員、お願いいいたします。

岡安委員

使用者側としまして、まずもって資料ありがとうございました。

使用者側として申し上げておりますとおり、地域別最低賃金が上昇したがために一時的に埋没するような状況にあるという事は、一定の役割を果たしたものという認識をしてございます。というのは、具体的に申し上げますと地域別最低賃金が当地ですと去年までは10月1日に発効してこれで一回改定と、更にこの埋没する、そこで改定の必要性が生じると特定最賃である業種でありながらも10月1日も見なくちゃいけない、更にそのあと12月16日ですね、毎年のパターンですとこれも見なくちゃいけない。この短期間に2回改定があると、しかもそれが自分たちの成果ですか業績を還元したようなものでもなく法律に基づいて、労使の努力に基づいたものであれば何回でも改定することは非常にいいかなというふうに思ってですね、そういう形で賃金を上げていくのが一番望ましい姿だというふうに考えてございます。それより速いペースでこういった形で改定がなされると何を基準に我々の賃金が決まるのかと、労働者側からしてみてもなかなか分かり辛くなってしまう、会社としてもなかなか皆様の成果の還元ですよという言い方がし辛くなってしまう。そのようなこともあってですね、埋没してしまうという状況は、私ども使用者側としましては一定の役割を果たしたと、その上で非常にこういはずも重要な産業でございますので、それにつきましてやはり産業の重要性ですか、今までいろいろと述べていただきました状況なんかを加味して必要性の有りなしをこの後、議論させていただきたいと思ってございます。

長谷川委員長

ありがとうございます。

ただ今、労使双方の委員からご意見を頂戴いたしました。労働者側から使用者側へ、あるいは使用者側から労働者側へ、現在のところの意見の表明に対しましてご意見とかご質問があればお願いをいたします。はい、どうぞ。

○松下委員

少し意見と、現状を少し補足させていただきたいと思います。いま使用者側からご意見いただいたとおり、一定の役割を果たしたのではないかというのは、ま

さにそういう観点で見ればそうかなとは思いますけれども、片や適正取引の観点から見ますと、その適正取引を更に公正なものにしていくための役割としても、今ではこの特定最賃が大いに役立っているのではないかと、新しい観点も追加されてきていることも付け加えさせていただきたいと思います。またこの5業種、実質的には何業種になるか分かりませんけれども、私どもが申し入れている産業につきましては実は産別が入り乱れておりまして、輸送用機器であっても実は基幹の鉄の会社が入っていたり、電気機器というところにも自動車の会社が入っていたりですね、入り乱れて産別が入っているという状況になっておりますので、是非その同じ会社でもその2業種に属している。例えばトヨタ自動車というところはですね、輸送用機器でもありますし、はん用機器というところにもこの特定最賃の分類があるという事になりますので、同じ会社でも2業種に出しているところもあれば、どっちかに重点を置くようなところもありますので会社から見ますと同じ会社ですので適正取引の観点も踏まえて、一番いいのは共に特定最賃を作っていくという事になりますけれども、出来ればこの特定最賃をそういう観点も踏まえて、同じ産別でみると両方とも持つていきたいという気持ちもちょっと考えていただきたいなというように思います。よろしくお願ひします。

○長谷川委員長

はい、更なる特定最賃に対する考え方もいま付加して述べられたという事です。使用者側はよろしいでしょうか。

○岡安委員

ちょっと労働者側のご意見を伺いたいことがございまして、私としましてはこの特定最賃を決定する上でどこに影響があるかといいますと、現在、協約の非適用となっている労働者の皆さんという事になります。格差という意味でも、そのところを期待して前回申し上げたところですが、これはいま、ほぼほぼ協約の適用を受けてらっしゃるところかなというふうに、労働組合さんの中での格差の資料でございますので、どちらかというと気にしたいのはこの労働協約を受けていないところの状況でございまして、当然ですから労働組合さんのないところの把握はなかなか難しいとは思いますけれども、お持ちいただいた資料の中にですね、一部労働協約が結ばれていないような企業も一定数ございますよね。このあたりの状況について、どのような理由で結んでいないのか、またですね、こういったところは今回のこの特定最賃が決定されることによってどのような効果を見込んでいらっしゃるのか、このあたりお伺い出来たらありがたいのですが如何でしょうか。

○長谷川委員長

今のご質問は、直ちにご回答が必要でしょうか。

協約の非適用労働者について、把握されているかどうかという事とその方々に対して特定最賃がどのような影響を、という事の2点だという事ですが。

○松下委員

はい、まずは労働協約を労働組合があるにも関わらず結べていないところというのは大きく2つあると思っています。一つはですね、本部が他地域にあるところは本部で結んでいるがために、こちら側ではあえて結んでいないというところもございます。で、もう一つがたぶん一番知りたいところだと思いますけれども、労使関係があまり良くなくて、わざわざ結ばなくともいいと言われたり、そんなものは会社側の春の取組みの回答で満足するだろうという事で、改めて労働協約を、協定を結ばせていただいている、労働組合としては申請しておりますが結んでいないというのが現状でございます。で、もう一つ付け加えますとそれでも特定最賃を連合愛知として、我々労働者側として進めていいかという事は聞いておりますのでそれには同意していただいているという事でございますので、労働協約協定を結べなくとも特定最賃はやってください、是非やってくださいという賛同は得ているという事になります。その率はもうちょっと、今出している労働協約の数よりも上がるという事になりますので、いま自動車でいうと60%位ですけれども、もしそこまでいいよと言ってくだされば70%近くまで上がるというようのが現在の状況という事になります。

その期待する効果は、先ほどから申し上げているとおり、今日お出しした資料のとおりなのですけれども格差を少しでも是正していきたいというのと、今はもう適正取引の時にこのバックデータを使うことが出来るという事で、是非それを使っていきたいというふうに聞いております。

○長谷川委員長

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

まあそれぞれ更に今、何をこう材料としていくのかというところの意見交換を出来たらと思います。そうはいっても、労使双方の現在のお話、ご意見を公益でお伺いしますけれども、現状労使の意見の隔たりは大きいという事でございます。

従いまして、各側の主張やご意見等々を踏まえまして改めてそれぞれ個別で、委員内の意見の調整、あるいは双方の妥協点を見出すところができるか等々について各側の意見を纏めていただきたいと思います。

で、ここで一旦休会とさせていただきます。

(休会)

長谷川委員長

それでは、検討小委員会を再開いたします。

これまでの双方打合せを経まして、労使双方より5業種の改正決定の必要性の有無につきまして、ご意見をお伺いいたします。

まず、労働者代表委員からお願ひいたします。

○上野委員

労働者代表の上野でございます。

私のほうからは、5業種の必要性についてのお話なのですけれども、冒頭で松下委員からも話があったとおり、適正取引の観点を加えて欲しいという事で、お

伝えをさせていただきました。私は、はん用機器の部類のところに勤めているのですけれども、はん用機器、またその他の5業種もしかりですけれども、サプライチェーン、自動車、主に自動車メーカー、自動車の部品メーカーですとかそういうった中小の企業が多く、はん用機器の中でも自動車の部品を作っているところも沢山ございます。その中で、サプライチェーン全体、賃金自体を見たときに本日ご提出させていただいた自動車の賃金データ、春闘の結果があるのですけれども、我々のようなはん用機器のような中小企業のメーカーですと、本日ご提出した資料よりも低いような状態が続いています。で、そういった中でもサプライチェーン全体でこの適正取引というのを実現するために、自動車だけでなくはん用も電気もそれ以外の業種に関しましても必要性、特定最賃を設けることで価格競争が不当にというか、賃金をあえて下げる品物を安く部品を安くしている。そしてその賃金が反映されない部分で安い部品を作つて、そちらのほうのメーカーが選ばれて商品を買われるといったような、せっかく労働者が賃金を上げて一生懸命その価格転嫁をしているメーカーさんが、その努力が反対になって更に上の買ひ主側に選ばれないような、そういった価格競争が行われている中で、この特定最低賃金というものがそのサプライチェーン全体の中で、そういった適正取引を生む一つの手段としてあるというふうに考えております。ですので、我々労働者側としましては、この5業種すべてを協定の範囲の中で取り組んでまいっておりますので、それをしっかりと取り組んだ労働組合の意見を持ちまして、今回この5業種の申請に至った次第でございます。ここの部分を考えいただきながら、本日の必要性についてご検討いただければと思います。以上です。

長谷川委員長

他、何がありますか、はいどうぞ。

○松下委員

はい、私から最後の主張ということで述べさせていただければというふうに思います。第1回目の検討小委員会で、3つの役割という事で伝えさせていただきましたけれど、改めましてそこが根本だと思っております。我々労働者にとってという事で、やはり労働組合ですけれども手の届かない範囲が必ず存在します。その人達に、是非波及効果として特定最賃で賃金を上げていきたいという思いがまず一つ目という事です。二つ目につきましては、岡安委員のほうから少しだけ中身ありましたけれども、やはり愛知県に必要な基幹産業であることから、その優位性は少し設けてその産業の発展に少し寄与していただきたいと、持続的発展をしていくためにも是非とも特定最低賃金を設けていきたいという事です。そして最後三つめは、いま上野委員から説明があった公正競争という観点を加えまして、この三つをしっかりとやっていきたいという思いからこの5業種すべてに特定最低賃金を設けていきたいというふうに思っております。なお、ここの観点にない自動車新車小売につきましては、ところどころで話があったかも知れませんけれども、介護職などのエッセンシャルワーカーという観点からしても新しくそこに加わるのが自動車小売だというふうに思っておりますので、将来日本の社会のインフラを保っていくためにも是非ともですね、自動車小売を入れた5業種

のほうに特定最賃を設定して欲しいという、使用者側につきましては少し投資という観点で特定最賃を考えていただきまして産業への投資を是非お願ひいたします。

長谷川委員長

他に、寺田委員とか大丈夫ですか。はい、どうぞ。

○寺田委員

主張に関しましては、いま二人からさせていただいたものとこれまでと同じだと思っております。そこで一点、お礼も申し上げたいなというふうに思っております。これまでの議論でいろんな会話をキャッチボールさせていただいたというところです。我々の参考人招致の時に、しっかりと聞いていただいたところに関しましてお礼を申し上げたいと思いますし、この結果につきましてもどのようになるかは分かりませんけれども、それは真摯に受け止めながらも、決め方もいろいろあるかと思いますので、やはりそのようなところでもですね、いろいろと労使で使側としっかりとコミュニケーションを取りながら、今後についてもお話しさせていただければと思います。よろしくお願ひします、これまでの議論ありがとうございました。

長谷川委員長

はい、労働者代表委員よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。
続きまして、使用者代表委員お願ひいたします。

○岡安委員

はい、岡安です。三回、ありがとうございました。

あの、いろいろ大変勉強させていただいていることもあります、特に二回目のところで具体的なテーマのお話というのは、大変私ども勉強になったところでございます。

さてですね、今、いろいろとお話のあった中で基幹産業であるということで愛知にとってなくてはならない産業、これを何とかして守りたいというところはまさしく同じ思いでございます。ただその方法論については、この最低賃金でいくのかそれ以外のですね、いろんな労働条件の改善というのは非常に重要でして、労働条件を変えるのは非常に多岐にわたってございます。いま、外も今日も暑いですけれども会社さんの中ではですね、まだまだ全体に空調が行きわたっていないとか、この暑さ対策でスポットクーラーを更に増やしたいとか、いろいろとそういう労働環境の改善のほうにですね、いち早くやっていきたいというようなお声も伺ってございます。その中でですね、先に賃金のほうだけを決定してしまうと、優先順位が本来の労使での望みと変わってしまう可能性も危惧しております。こういった観点もありまして、最低賃金という方法以外の事も含めてですね、産業の発展ということは労使で考えていくべきことというふうに考えてございます。

また公正競争につきまして、当然賃金の場合、非常に我々も注視しているとこ

ろでございますけれども、公正競争で特にこの取引適正化につきましては、物価ですか光熱費の事も忘れてはならない要素でございまして、すべてを含めた形でしっかりと価格転嫁をして進めていかなければならぬことというふうに思ってございます。これもですね、先ほども産業を守るための労働条件改善と同じくですね、全体での取り組みとして進めていくべきことというふうには私どもは考えてございます。方向性は一緒なのですから、やはりこのところで順番を賃金だけ先にというのは、ちょっと使用者側としてはそれでいいのか、それでついていけなくなる企業さんは無いのかというところが危惧しているところではございます。またですね、このエッセンシャルワーカーへのところというのは、非常に私ども気にしているところでございまして、やっぱりこう人でやってもらわなくてはいけない仕事というのはまだまだ沢山ありますし、これからも続くというふうに思ってございます。そういう中で、今のこの5業種の区切りというのは少しですね、このご主張されている部分と齟齬を感じる部分が、例えばこの自動車の小売業といい方で整備士の不足、整備士の改善というふうなことになると、なかなかですね、なんとなくこの小売業というとやっぱり営業だとかそういういたイメージもあります、当然そういったところも含まれてございますよね。そういう観点もあってですね、これからも産業の発展に向けて一度こう必要な守るべき産業区分というのはですね、いろいろと私ども考えていかなくてはならないというふうに考えてございます。

こういったところでですね、いろいろと検討させていただきました結果としましては、冒頭で申し上げたとおり、この特定最賃というのは継続してやっていくことに意義があるんですね、安易にこう今年はやろう、今年はやめようというふうに判断するものではない事でございます。そういう観点で申し上げますと、昨年まで継続して改定をしている鉄鋼及び輸送用機器につきましてはやはり、継続して改定を本年必要ありというふうにさせていただきたいと思ってございます。その他の3業種いただいてございますけれども、今のような観点で考えますと少しほうね、我々としても判断しかねる部分があるというところで、今回はちょっと見送らせていただければというふうに思ってございます。私から以上です。

長谷川委員長

他、使用者代表委員のほうで付け加える事とか、よろしいでしょうか。

はい、いま使用者代表委員のほうの最終的に意見が表明をされました。労使双方、何か最終確認、ここでよろしいでしょうか。あれば、はい。

○松下委員

岡安さん、ありがとうございます。

この話をすると必ず出るのが、賃金を上げることによって会社に与える影響ということだと思います。この最低賃金をもの凄く上げようというような話ではないので、是非ともですね、もしそういった理由を述べるのであれば、最低賃金というのは普通の賃金カーブでいいますと、入社したての人というのが大体イメージです。この人たちがそんなに会社にいると思えないで、きっとですね会社に与えるダメージは微々たるものだと思っております。1円上げると一人いれば1

円でしょうし、10人あっても10円という事になりますので、そこら辺は私どもも不勉強だと思いますので、是非そこら辺の説明がわかるように、その影響度とかを示していただければ私どもが納得しやすくなりますので、是非とも会社の立場からですね、その労務費へ与える観点、賃金がすべてじゃないといいますけども、賃金がある程度最低でないと他の条件を比べる、競う事も出来ないというふうに思いますので、最低ラインをどこに置くのかというのがお互いが違っているところだと思いますので、そういったところもこれから話していければなと思いますので是非今後お願いしたいと思います。

長谷川委員長

今ので、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○岡安委員

今の話で少し付け加えさせていただきますと、一部ではありますけど、やはりこの最低賃金を守るために基本給を上げなくてはいけない、そのための原資として賞与から何とか持つてこなくてはいけない。については年収について、結局はほぼ変わらないことしかできないような会社さんも一部あると伺ってございます。こういったところもあるというところの配意をですね、こういったところへは行政の大きな支援ですとかそういったところも労使双方から出してですね、全体が底上げできるようなところを目指していけるのがあるべき姿かなと思ってございます。また引き続きよろしくお願ひいたします。

○松下委員

ありがとうございます。

長谷川委員長

よろしいでしょうか。

本日の検討小委員会につきましては、いま意見表明ありましたように金額改正の有無について5業種すべてにつきまして今のようなご意見、それから更に付け加えたものにつきまして検討を行ってきたところでございます。

現在頂きました労使双方のご意見を踏まえますと、「鉄鋼業」それから「輸送用機械器具製造業」につきましては、意見が一致したというところで改正の必要性ありということ。また、「はん用機械器具製造業」、「電気機械器具製造業」及び「自動車（新車）小売業」につきましては意見が一致しないというところです。

そこで、この3業種につきましては改正の必要性なしと整理することいたします。

よろしいでしょうか。

○労使委員

（了承）

長谷川委員長

はい、ありがとうございます。

最後に労使双方の課題、それから今後まあ協力できる事は協力してというようなお話もお伺い出来たところは非常に、この双方の打合せの実を上げたところでというふうに思っております。

引き続き、本審への報告書の(案)を審議いたしますので、事務局は報告書(案)のご準備をお願いいたします。

報告書の(案)をお示しするのに少し時間が掛かりますので今しばらくお待ちください。

(報告書(案)準備)

(報告書(案)配付)

長谷川委員長

はい皆さん、お手元に報告書(案)ございますでしょうか、よろしいでしょうか。はいそれでは、事務局から報告書(案)を読み上げてください。

佐野賃金課長

それでは報告書(案)を読み上げさせていただきます。

(案)

令和7年8月5日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 徳良 殿

愛知地方最低賃金審議会
検討小委員会
委員長 長谷川 ふき子

愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)

当小委員会は、令和7年7月3日の愛知地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等3回にわたり、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、別紙2のとおりである。

別紙 1

以下 2 件の愛知県の特定最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した。

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金(平成 20 年愛知労働局最低賃金公示第 3 号)
- 2 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金(平成 20 年愛知労働局最低賃金公示第 6 号)

以下 3 件の愛知県の特定最低賃金について、改正決定の必要性有りとの結論に達し得なかった。

- 1 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成 20 年愛知労働局最低賃金公示第 4 号)
- 2 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成 20 年愛知労働局最低賃金公示第 5 号)
- 3 愛知県自動車(新車)小売業最低賃金(平成 20 年愛知労働局最低賃金公示第 9 号)

なお、別紙 2 の委員名の読み上げは省略させていただきます。報告書（案）の読み上げは以上です。

長谷川委員長

はい、ありがとうございます。ただ今の報告書（案）につきまして何かご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(質問なし)

長谷川委員長

はい、それではこの報告書（案）で、明日開催予定の本審に報告することしたいと思います、よろしいでしょうか。

(了承)

長谷川委員長

はい、ありがとうございます。

報告書（案）は本委員会で承認されましたので、正本を作成し検討小委員会の報告内容として、明日開催予定の本審に報告することといたします。

結審にあたり、労働基準部長からご挨拶がございます。

○高橋基準部長

労働基準部長の高橋でございます。

委員の皆様方におかれましては、本当にお暑い中、本会議のほうにお集まりいただきまして、また熱心にご議論をいただきましてどうもありがとうございます。

おかげさまで、今日ここで報告書（案）がまとまったところでございます。こちらにつきましては、また明日の審議会のほうで議論させていただければと思っております。先ほどお話がありました、いま文字どおり中央最低賃金審議会におきまして地賃の目安額、まだいま現在行われていると聞いておりますし、今後この特賃、必要性の2業種に関しましては金額の改定をしていくわけでございますが、一方でお話が出ましたように中小企業はなかなか大変だというところがございます。行政におきましても様々な支援メニューというところを用意しているところでございますが、なかなかまだ津々浦々の企業まで行き届いていないというのが現状でございますので、今後とも皆様方のご協力を得ながら行政の支援策もしっかりとお伝えできるような形で頑張っていきたいと思っております。どうぞ今後ともよろしくお願ひします。本日はどうもありがとうございました。

長谷川委員長

ありがとうございました。

それでは最後に、議題（2）「その他」に入りますが、労使の各側から何かございますでしょうか。はい、労働者代表委員お願ひします。

○寺田委員

はい、ありがとうございました。

結果はなかなか我々の望むところではなかったのですが真摯にしっかりと受け止めたいと思います。お話もありましたように、いろいろと産業の発展のために賃金だけでなくいろいろな条件もあるかということでありますし、ここの継続することに意義があることもありますし、ここの場で判断するところもなかなか難しいというところもありますので、是非あの愛知県の強みである労使の話し合いというところで、いろんなことを別の場でもしっかりと話が出来ればなというふうに思っておりますので、しっかりとまたコミュニケーション取らせていただければと思います。以上になります。

長谷川委員長

よろしいでしょうか。

まあ今後についてもというところで、よろしくお願ひいたします。それでは、事務局から連絡等ございますでしょうか。

佐藤主席賃金指導官

事務局からお伝えします。本審ですが、明日の本審、第521回愛知地方最低賃金審議会は、明日の午後2時、明日の8月5日火曜日午後2時より会場は合同庁舎第2号館3階の共用大会議室で開催いたしますのでよろしくお願ひします。以上です。

長谷川委員長

はい、ありがとうございました。

それでは本日の議題は全て終了いたしました。本日まで皆様方のご協力によって充実した打合せ、それから意見交換、本日の検討小委員会の報告を取りまとめることが出来ました。心より感謝申し上げます、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、第3回検討小委員会を閉会といたします。本日はお疲れ様でした。ありがとうございました。

(令和7年8月4日)愛知地方最低賃金審議会第3回検討小委員会 議事録